

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

別海町は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もつて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

北海道別海町長

## 公表日

平成31年2月15日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法等の規定に基づき、個人住民税の賦課徴収を行う。 別海町は、個人住民税に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①個人住民税の賦課に関する事務</li> <li>②個人住民税の徴収に関する事務</li> <li>③個人住民税に関する各種証明書の発行</li> <li>④他自治体から町への調査回答・町から他自治体への税務調査</li> <li>⑤未納者への督促及び実態調査、滞納処分の執行等</li> </ul>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>①住民税システム</li> <li>②国税連携・eLTAXシステム</li> <li>③収納管理システム</li> <li>④宛名管理システム</li> <li>⑤中間サーバー</li> <li>⑥団体内統合宛名システム</li> </ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民税情報ファイル (2)国税連携情報ファイル (3)年金特徴情報ファイル (4)給与報告書情報ファイル (5)収納情報ファイル (6)宛名情報ファイル (7)団体内統合宛名システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条第1項及び別表第一の16の項</li> <li>②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第16条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ] &lt;選択肢&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 実施する</li> <li>2) 実施しない</li> <li>3) 未定</li> </ul>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、1200の項 (別表第二における情報照会の根拠) ・27の項</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒086-0205 北海道野付郡別海町別海常盤町280番地 別海町役場 総務部 総務課 総務行政担当 電話番号:0153-75-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒086-0205 北海道野付郡別海町別海常盤町280番地 別海町役場 総務部 総務課 情報管理担当 電話番号:0153-75-2111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年1月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書 ]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]		
<選択肢>			1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない